

○熱海市スポーツ選手派遣奨励金交付要綱

平成8年1月31日
告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健全なスポーツの振興を図るため、国際競技大会又は国内競技大会に出場する個人及び団体に対して予算の範囲内において交付する奨励金に関し、熱海市補助金等交付規則(昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平20告示91・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際競技大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びアジア選手権大会等をいう。
- (2) 国内競技大会 次に掲げる大会をいう。
 - ア 国民スポーツ大会
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)に加盟している中央競技団体が主催する選手権大会
 - ウ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。)が主催する選手権大会
 - エ 公益財団法人全国高等学校体育連盟(平成13年3月9日に財団法人全国高等学校体育連盟という名称で設立された法人をいう。)が主催する選手権大会
 - オ 公益財団法人日本高等学校野球連盟(昭和38年2月27日に財団法人日本高等学校野球連盟という名称で設立された法人をいう。)が主催する選手権大会
 - カ 公益財団法人日本中学校体育連盟(平成元年2月17日に財団法人日本中学校体育連盟という名称で設立された法人をいう。)が主催する選手権大会

(平23告示34・追加、平29告示17・平30告示48・平31告示23・一部改正)

(対象大会)

第3条 奨励金の交付の対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際競技大会
- (2) 国内競技大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(平23告示34・追加)

(対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、熱海市に住所を有する個人又は所在する団体、熱海市内の事業所に勤務する者その他これらに準ずる者として市長が認めるものとする。

(平20告示91・一部改正、平23告示34・旧第2条繰下・一部改正)

(適用除外)

第5条 前条の規定は、静岡県若しくはこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は公益財団法人静岡県スポーツ協会(昭和44年10月1日に財団法人静岡県体育協会という名称で設立された法人をいう。)若しくは当該協会の加盟競技団体の選考会を経ずに国際競技大会又は国内競技大会に出場する者には、適用しない。

(平23告示34・追加、平29告示17・令2告示98・一部改正)

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(平23告示34・旧第3条繰下・一部改正)

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、当該大会の開催7日前までとし、同条第2項第4号に規定する市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大会開催要綱又はこれに準ずる書類
- (2) 大会出場者名簿(住所、年齢、職業等が記載されたもの)

(平20告示91・一部改正、平23告示34・旧第4条繰下、平29告示17・一部改正)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平30告示48・追加)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成20年告示第91号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第5号)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に熱海市補助金等交付規則(昭和39年熱海市規則第29号)第5条の規定によりされる申請に係る奨励金の額について適用し、同日前にされた申請に係る奨励金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成23年告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第17号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第48号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第23号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条第2号アの改正規定は、平成35年1月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第98号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第6条関係)

(平23告示34・全改・旧別表第2・一部改正、平29告示17・平30告示48・一部改正)

区分		奨励金の額
国際競技大会	オリンピック大会及びパラリンピック大会	1人当たり20万円
	世界選手権大会及びアジア競技大会	1人当たり5万円
	アジア選手権大会等	1人当たり3万円を限度とする。
国内競技大会(第3条第3号に掲げる大会を含む。)		1人当たり1万円
		1団体当たり1万円に出場する選手の数に乗じて得た額(5万円を限度とする。)